

顔認証システムを製造・販売する企業の皆様へ

小売業向け万引防止用「推奨顔認証システム制度」について

本制度の目的

推奨顔認証システム制度は、個人情報保護法を順守し、その運用が満足できるシステムを推奨します。推奨基準では、小売業の利用者が目的に合う使い方ができるように取扱説明書の記載内容を明確に指示し、個人情報の保護に関する法律に関して「カメラ画像の利活用を行なう際に注意する点を考慮」等の記載があり、性能面では誇大性能表示にならないように測定方法を明確化することなどを決めています。

顔認証システムに必要とされるシステム性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「推奨顔認証システム」と認定することにより、メーカーは優良な顔認証システムの開発及び小売業に安心して、ご利用いただき普及促進を図る自主認定制度です。本制度により、安全なシステムの提供と運用をセールス活動に利用し、市場が拡大することを期待します。

推奨の意味

当工業会は、顔認証システムの性能が実際にシステムを使用する際、効果的、有効であるか否かの視点で「推奨」の基準を定めています。例えば、顔認証システムの基準策定の根本には以下のような考え方があります。万引抑止・犯罪抑止の対処に関する用途に“効果的に機能”するために、最低限必要とされる機能・性能・運用などに関し活用される視点で審査し、基準を満たしているシステムを「推奨」とします。

システム認定基準、運用認定基準とは

小売業向け顔認証は、システム認定基準と運用認定基準を審査する認定制度です。システム前提審査では、申請書等、申請機器の標準構成、環境試験に関する申告事項、構造・表示の申告事項と、必須事項である共通機能などをすべて満足するかを審査します。運用認定基準では、関連する法律などを鑑み、システムがその運用を満足する機能を有するか審査します。

審査費用

審査対象システムは、基本ソフトウェアが同一システムであれば費用は一システムとカウントします。バージョンアップは審査不要、但し、分析ソフトなどの基本システムについて、別の開発会社のものを使用するなどの大幅な仕様変更があった場合は再申請となります。カメラ一体型システム等でカメラが別機種などは要相談とさせていただきます。費用には認証発行費用を込む、自社カタログなどの記載利用権含まれます。

当協会会員 200,000 円 (税別) / 賛助会員 300,000 円 (税別) / 会員外 400,000 円 (税別)

なお、認定取得した OEM 製品については、取り扱い説明の異なるものは別のものとします。

審査日スケジュール及び会場について

当協会 HP にてご確認ください。

具体的な審査内容

推奨顔認証システム制度審査申込いただいた皆様には本試験のガイドラインをお送りします。

そちらの試験実施内容をご確認ください。

推奨顔認証システム認定制度のマーク

JEAS の基準に合格したシステム機器を、「推奨顔認証システム」とし、推奨機器に添付できるシンボルマークを発行させていただきます。

推奨顔認証システム制度のマークが、安全・安心を示すシンボルマークになるように努めてまいります。

シール価格：正会員 1 枚 70 円 (送料・税別、100 枚単位)

賛助会員 1 枚 70 円 (送料・税別、100 枚単位)

会員外 1 枚 140 円 (送料・税別、100 枚単位)



本制度運営

工業会 日本万引防止システム協会 カメラ画像安全利用推進委員会

連絡先

工業会 日本万引防止システム協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8

TEL : 03-3355-2322 FAX : 03-3355-2344
https://www.jeas.gr.jp E-mail : info@jeas.gr.jp